

ブロッサムキッズ中野桃園クラブ

学童クラブのしおり

利用者募集要項

平成31（2019）年度



株式会社日本テレメッセージ

目次

I, ブロッサムキッズ中野桃園クラブの事業概要	1
II, 平成31(2019)年度 募集要項.....	4
III, 学童クラブ利用指数	8
IV, 免除制度	10
V, ブロッサムキッズ中野桃園クラブの利用にあたって	11

<添付書類>

※全て揃っているかご確認ください。

- ① ブロッサムキッズ中野桃園クラブ 利用申請書
- ② 家庭状況書
- ③ 勤務(採用内定)証明書

I ブロッサムキッズ中野桃園クラブの事業概要

ブロッサムキッズ中野桃園クラブ（以下、「クラブ」といいます。）では、保護者の就労などの理由により学校の放課後に適切な保護を受けられない児童が安心安全に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じて健全に成長できるよう援助をしています。

名称 ブロッサムキッズ中野桃園クラブ
所在地 中野区中野3丁目49-21 第二中野田村ビル1・2階
電話番号 ※クラブ直通番号は、現在準備中
03-5986-8551（株式会社日本テレメッセージ 運営準備室）

1 利用対象児童

クラブの利用対象は、以下に掲げる要件を全て満たす児童となります。

- (1) 住所 中野区に住所を有する児童（中野区に住民票があり、実際に居住していること）
- (2) 学年 小学校1年生から3年制（障がい等により特に必要と認められる場合は6年生まで）
- (3) 要件 保護者と児童の状況が、利用基準（2ページ参照）に該当する児童

2 開設日

- (1) クラブが開かれる日 月曜日から土曜日までの毎日
- (2) クラブが休みの日 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月29日～1月3日・その他、施設長が必要と認めた日

3 設置形態と開設時間

月曜日～金曜日	放課後 ～午後7時
土曜日・学校休業日	午前8時～午後7時

延長利用	月曜日～土曜日・学校休業日	午後7時～午後8時
------	---------------	-----------

※ 学校休業日＝夏休み等の長期休業日、行事振替日等。

4 募集定員

定員 41人

5 保育料等

保育料	平成31年度は、現行の保育料とおやつ代を統合した保育料を検討中です。 保育料は、月額5,650円を上限とした金額になる予定です。 ※ 参考 現行保育料等（児童1人につき） 保育料は、月額4,400円、おやつ代月額1,250円 延長保育料が日額上限2,000円、月額4,500円
延長料金	延長料金につきましても、保育料同様検討中です。
納付方法	保護者指定の預金口座からの自動引き落とし
免除制度	免除対象者の拡充と、学童クラブ利用児童が複数いる世帯での二人目以降の減額制度などについて検討中です。 ※ 参考 現行免除制度 生活保護受給世帯、住民税非課税世帯等は保育料とおやつ代が免除、就学援助受給世帯等はおやつ代が免除となります。
利用休止による免除	事前に「利用休止届」を提出し、1日もクラブを利用しなかった月は、保育料・おやつ代とも納付の必要はありません。 詳しくは、13ページの「Vの14 各種届出について」をお読みください。
保育料のご案内について	利用承認通知発送の際に、保育料の詳細や免除制度等についてのご案内を同封します。

6 利用基準

クラブを利用できる要件は、以下に記載する「1 保護者の状況」「2 児童の状況」のいずれも該当する場合です。

1 保護者の状況	(1) 就労・就学・技能習得等	放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合
	(2) 求職	求職期間中において放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合
	(3) 疾病	入院又は自宅療養（常時病臥状態）の場合 疾病が理由で適切な保護ができない場合
	(4) 看護等	付き添い等をする必要があり、放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合

	(5) 障害	身体障害者手帳4級、愛の手帳4度又は保険福祉手帳3級以上の場合
	(6) その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに適切な保護を行うことができないと認められる場合
2 児童の状況	放課後1時間30分以上学童クラブを利用する日が週3日以上あることを常態とする場合 4年生から6年生にあっては、特別な支援を必要とする児童とする	

<備考>

- ・ この表中の「放課後」とは、小学校の1年生にあっては午後1時30分から、2年生及び3年生にあっては午後2時30分からとする。
- ・ この表中の「常態」とは、概ね1ヶ月間は同じ状態とする。

1 保護者の状況について

- ① 就労等の時間には通勤時間等も含まれます。
- ② (1)の就学、技能習得が居宅外のみとする。
- ③ (2)求職による利用期間は1ヶ月、年間1回限りとします。
- ④ 夜間就労者の場合は、勤務終了後に帰宅して睡眠・休息等就労に必要な時間をとるものと仮定し、勤務等の終了時間(通勤時間を含む)に原則として8時間を加えた時間を勤務などの終了時間とみなします。

※ 通勤時間の考え方について

自宅と職場等との間の移動に要する時間であり、自宅と職場の直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。

- ① 徒歩の場合は、直線1kmにつき20分(時速3km)とします。
- ② 自転車の場合は、直線1kmにつき10分(時速6km)とします。
- ③ 自家用車、オートバイの場合は、直線1kmにつき4分(時速15km)とします。
- ④ 公共交通機関(電車・バス)利用時間は、区の基準(時刻表に準拠)による時間計算により、再計算させていただく場合があります。

2 児童の状況について

- ① 保護の必要な日に「定期的な習い事や塾」等があり、常態として学童クラブを欠席する日は利用する日-1日、早退する日は-0.5日として換算します。
- ② 早退とは、午後5時より前に帰宅する場合です。
- ③ 欠席、早退等とは、学童クラブ以外に居場所がある事業に参加する場合です。学校の課外授業や行事、健康上の理由(急な病気や怪我、それに伴う通院)および家庭事情による急用等は除きます。

Ⅱ 平成31（2019）年度 募集要項

1 申請受付期間

(1) 平成31年4月中に利用開始を希望する場合の申請

平成31年1月21日（月）から2月15日（金）

※ 土日祝は除く。

※ この期間中、先着順ではありません。

申請受付期間終了後も利用申請を受け付けます。ただし、既に定員に達している場合は、入会いただけない場合がございます。

求職による利用申請は平成31年3月1日（金）から受け付けます。

(2) 平成31年5月以降に利用開始を希望する場合の申請

利用開始日の1ヶ月前から申請を受け付けます。学童クラブが定員に達している場合は利用できない場合があります。

2 申請に必要な書類

1～3の書類は必ず提出してください。（不備がある場合は受付できないことがあります。）

※ すべての書類について、消えるペンおよび鉛筆による記入は不可です。

	書類名		
1	学童クラブ利用申請書	児童1人につき1通必要です。	
2	家庭状況書		
3	勤務（採用内定）証明書 ※ 保護者1人につき1通必要です。 ※ 証明書は原本を提出してください。ただし、兄弟姉妹の場合は、コピー可とします。 ※ 平成31年4月1日を基準日としてください。	就労	「勤務証明書」を提出してください。
		自営の場合	「勤務証明書」を状況申立書として使用してください。
		採用内定	「勤務（採用内定）証明書」に採用予定月日を記入の上、提出してください。また、利用開始後1ヶ月以内に「勤務証明書」を提出してください。
		就労以外の要件	ご相談の上、状況書・診断書等（原本）を提出してください。
		求職の場合	「勤務証明書」の裏面に求職活動状況を記入して提出してください。

※ 中野区に転入予定の方へ

平成31年4月末日までに中野区へ転入予定の方は、住所を証明する書類（賃貸借契約書の写し等）が必要です。申請の際にご相談ください。

3 利用申請手続き

- (1) 利用申請は、年度ごとに必要です。新学年での継続利用を希望する場合も改めて申請手続きをしてください。
- (2) 同時に2つ以上の学童クラブを申請することはできません。(例：区立学童クラブと民設民営学童クラブなど)

4 申請書類の受付先

ブロッサムキッズ中野桃園クラブは現在準備中のため、運営会社である株式会社日本テレメッセージ(ブロッサムキッズ運営準備室)までご郵送ください。(下記表参照)

なお、中野区役所の窓口では受理できませんのでご注意ください。

- ※ 転入予定の方で、郵送する場合は2月15日(金)必着としますが、書類確認作業のため、早めに郵送してください。
- ※ 電子申請は利用できません。
- ※ メール、FAXによる書類の受付はできません。

場所	月～金曜日	土・日曜日・祝日
株式会社日本テレメッセージ(ブロッサムキッズ運営準備室) 東京都豊島区西池袋 1-11-1 We Work Metropolitan Plaza Building 14F	午前10時～ 午後6時	受付なし

5 利用申請から承認まで

審査の際に、添付書類の内容確認のためご自宅等へ連絡させていただくことや、追加資料の提出をお願いすることがあります。あらかじめ、ご了承ください。

保育料に滞納がある場合は、滞納分の状況について事前に確認させていただきます。

(1) 申請時期と利用の決定

① 申請受付期間内

(平成31年1月21日から2月15日)に申請された場合

この期間に申請された場合、全員を同時申請者として扱います。利用基準(8ページ参照)に該当するかどうかを審査し利用を承認します。審査の結果は、3月初旬までに郵送でお知らせします。

② 申請受付期間以降に申請された場合

申請受付期間以降に申請された場合

申請受付期間終了後も申請は随時受け付けます。

申請した学童クラブの定員に空きがない場合、年度当初からの利用はできません。

審査の結果は郵送でお知らせします。

(2) 定員を超えた場合の利用児童の決定方法

① 申請受付期間内（平成31年1月21日～2月15日）に申請された場合、利用基準に該当する児童が定員を超えた場合には、学童クラブ利用基準指数（8ページ参照）による高順位児童から順に定員までを年度当初利用児童として決定します。

指数が同じ児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、原則として別に定める判定方法（9ページ参照）により順位を決定します。

② 申請受付期間以降に申請された場合

定員数を超えている場合、ご入会いただけない場合がございます。

（3）学童クラブの変更について

希望する学童クラブを変更する場合は、当初申請した学童クラブに変更する旨を速やかにご連絡ください。当初提出いただいた申請書類を利用することができます。利用申請書の変更日が申請日となります。申請受付期間以降の申請は、変更先の学童クラブの利用状況によっては利用できずに待機となる場合があります。

（4）利用基準のうち内定・求職・出産の場合

① 採用内定（就学を含む）

利用開始後1か月以内に勤務証明書（在学証明書）を提出していただきます。

② 求職中

求職による利用申請は平成31年3月1日（金）から受け付けます。

求職の適用期間は利用開始から1ヶ月間です。年度内1回に限り申請をすることができます。定員を超えている場合は利用できないことがあります。

③ 出産を予定されている方

産前産後休暇中は学童クラブを利用できますが、育児休業中は学童クラブの利用基準に該当しません。ただし、出産後の状況によりお子様の適切な保護ができない場合はご相談ください。

（5）障害等により、保護育成に特別な支援を要する児童の利用について

申請にあたっては、家庭状況書にお子様の状況についてご記入ください。必要に応じて、直接保護者の方にお話を伺ったり、保育園・幼稚園や利用施設（アポロ園・ゆめなりあ等）に確認をさせていただきます。障害のあるお子様の場合は施設状況等により、利用について相談させていただく場合もあります。また、学童クラブの利用についてご心配・ご不安がある場合は事前にご相談ください。

学童クラブの対象である小学生のうち、4年生から6年生は、特別な支援を必要と認められる児童が利用することができます。

6 提出書類の内容確認について

利用審査及び保育料決定の際に、中野区が住民登録状況や課税状況等を確認させていただいております。ご了承ください。

7 年度途中の審査

(1) 年度の途中で、保護者の方の就労状況等（児童の保護を適切にできない状態）やお子様の学童クラブ利用状況を確認するために調査を実施することがあります。それに伴い、「勤務証明書」や「診断書」等の提出をお願いする場合があります。

(2) 入会後に、特別な理由なく週3日以上の利用実態が1ヶ月以上にわたって確認できないなど、学童クラブの利用基準に該当しない場合は、利用を辞退していただくことがあります。

8 その他

(1) 対象児童は「中野区に住所を有する児童」です。ただし、学童クラブを利用している年度の途中で中野区外へ転出した場合は、その年度内に限り利用を継続することができます。

(2) 申請時から利用開始までに、申請事項に変更があった場合は、速やかにクラブまで届出をお願いいたします。

(3) ご不明点などについては、直接クラブまでお問い合わせください。

Ⅲ 学童クラブ利用基準指数

1 保護者の状況及び基準指数

各保護者の状況			指数
類型	細目		
(1)	居宅外就労 (居宅外での自営業の場合含む)	放課後2時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	10
		放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	9
(2)	居宅内就労 (自営業、内職等)	放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	7
(3)	就学・技能習得等	放課後2時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	10
		放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	9
	求職	放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	6
(4)	疾病	おおむね、1月以上入院の場合	10
		自宅療養(常時病臥状態)の場合	10
		上記以外で適切な保護を行えない場合(理由明記)	8
(5)	看護等	病院・通所施設等への付き添いをする必要があり、放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	9
		自宅での看護、介護等をする必要があり放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	7
(6)	障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度又は保険福祉手帳1・2・3級の場合	10
		身体障害者手帳3級又は愛の手帳4度の場合	8
		身体障害者手帳4級の場合	6
(7)	不存在		10
(8)	その他	上記に掲げるもののほか、明らかに適切な保護を行うことができないと認められる場合	6～
			10

※ (1) 勤務時間の半分以上が外勤となる場合を「居宅外就労」とします。

2 調整指数

対象	調整指数
(1) 児童が小学校1年生の場合	+1
(2) 児童（障害等のある児童を除く）が小学校2年生の場合	-1
(3) 児童（障害等のある児童を除く）が小学校3年生の場合	-2
(4) 適切な保護を行えない日数が週3日の場合	-2
(5) 適切な保護を行えない日数が週4日の場合	-1
(6) ひとり親家庭の場合	+2
(7) 両親が不存在の場合	+2
(8) 単身赴任家庭の場合（住民票の確認又は会社の証明を必要とします）	+1

3 指数が同点の場合の判定方法

判定順位	調整要件
1	特別な支援が必要な児童
2	学年の低い児童
3	4週間あたりの利用時間数が多い児童
4	保護の必要な日のうち出席日数の多い児童
5	保護の必要な日の判定条件にあたる就労等の時間の4週間あたりの総時間数（保護者のうち時間の短い方）の多い児童
6	保護者の就労等が自宅外の児童
7	両親不存在、ひとり親世帯の児童
8	同居の祖父母又は保護する人がいない児童
9	その他

IV 免除制度

保育料・おやつ代が免除に該当する方は、「保育料等免除申請書」「おやつ代免除申請書」の提出が必要です。申請がないと、免除が受けられませんのでご注意ください。

免除申請書の提出があった場合は、クラブから区に判定依頼をし、区の審査結果がクラブに示された、保育料・おやつ代について免除をすることとなります。

延長保育料・補食代については、免除制度の対象とはなりません。

免除手続き		申請は毎年必要です。 前年度に免除を受けていた方でも、新年度からの免除を希望される場合は申請書の提出が必要です。
免除期間		免除期間は、申請のあった日の属する月からその年度末です。 申請が遅い場合、さかのぼって適用はできませんのでご注意ください。
免除対象者	保育料等	① 生活保護受給世帯（生活保護申請中でも申請可） ② 住民税非課税世帯（住民税確定前でも見込み申請可）※1 ③ その他特に区長が認めるとき
	おやつ代	① 生活保護受給世帯（生活保護申請中でも申請可） ② 住民税非課税世帯（住民税確定前でも見込み申請可） ③ 就学援助受給世帯（4月から就学援助手続きを予定している方も申請可）※2 ④ その他。特に口調が認めるとき（例 食物アレルギーにより、提供がうけられない）
免除承認等		区の審査による免除承認・不承認の決定は、7月以降となります。免除申請をされた方は通知が届くまでの間は保育料等の納入をお願い致します。 納入いただいた保育料・おやつ代のうち、申請のあった日の属する月から以降の分について承認決定が出た翌月に返金いたします。

※1 「住民税非課税世帯」という理由で免除申請される場合

平成31年1月1日現在中野区に居住されている世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必ず期日までにお済ませください。（税の申告については区役所税務担当または税務署にお尋ねください。）

平成31年1月2日以降に中野区に転入された世帯については、平成31年1月1日現在の住所地発行の「平成31年度住民税非課税証明書」が世帯全員分必要です。

非課税証明書の提出方法については、区からご連絡いたします。

※2 「就学援助」とは小・中学校に通うお子様がいるご家庭に対して、ご家庭の事情に応じて学費用や給食費等の援助を行う制度です。

4月に学校から申請書が配布されますが、申請すると就学援助基準額未満であるかどうかの世帯の所得審査が行われ、6月下旬に援助の決定がされます。

新一年生の就学援助手続きについては、中野区立の各小学校の入学説明会で「就学援助のお知らせ」が配布されますので、そちらをご参照ください。

V 学童クラブの利用にあたって

1 入所前面接

新規ご利用の方につきましては、面接（お子様同伴）を行います。

2 出席・欠席について

学校終了後は、原則として、お子様は家に寄らずに直接クラブに出席していただきます。欠席する場合は、連絡帳、電話などで、保護者の方がクラブに必ず連絡をしてください。届出がなく長期間クラブを休まれた場合は、利用承認を取り消すことがあります。

3 学童クラブへの行き帰りについて

クラブでは、有料にて送迎サービスを行っています。（以下、14をご参照ください）サービスを利用されないお子様に関しましては、お子様自身による通所を原則とさせていただきます。

障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は保護者の方の責任で介助者をつけていただきます。なお、区では障害があるお子様に対し、自宅・学校・クラブ相互間への移動介助を支援する義務教育通学支援事業（移動支援）を実施しています。

詳しくは、中野区障害福祉分野障害者相談支援担当（3228-8706）にお問い合わせください。

4 おやつ等について

おやつ等の提供をします。

5 食物アレルギーについて

食物アレルギーのあるお子様については、申請の際、専門医の診断を受けた内容を家庭状況書に記入してください。入会決定後個別に状況をお聞きします。利用開始前に学校に提出した「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」のコピーを提出していただくことがあります。食物アレルギーのあるお子様については、おやつや補食を提供できない場合があります。

6 お弁当について

学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要です。

7 塾・習い事について

学童クラブでは出席後の一時外出は認めていません。塾や習い事等に通う場合は退室になり、再び学童クラブを利用することはできません。また、学校から塾や習い事に行き、その後学童クラブを利用することもできません。

8 緊急時の連絡について

お子様のケガや急病その他緊急時（災害や事件発生等）に、保護者の方に連絡し、お迎えに来ていただくことがあります。

9 連絡帳について

クラブでは、指導員と保護者の方とが情報を共有するため、「連絡帳」を活用しています。指導員への連絡事項がありましたら、「連絡帳」にご記入の上、お子様に持たせてください。また、指導員から保護者の方への各種連絡事項の伝達にも使いますので、毎日確認をしてください。

10 保護者会等について

保護者会、ご希望により個人面談等を開催しますのでご出席ください。なお、各種行事につきましても保護者の方のご参加・ご協力をお願い致します。

11 保育料の納付について

保育料のお支払いは、原則として口座振替をお願いしております。

口座振替の手続きについては、学童クラブの利用が決定してからとなりますので、後日、手続き方法についてお知らせいたします。

12 利用時間について

開設時間のうち、午後6時～8時は、保護者（または大人の代理人）の方のお迎えが必要です。また、送迎サービスを利用される方も、お子様を車両からおろす場所（別途ご案内致します）には、保護者（または大人の代理人）の方のお迎えが必要です。

13 延長保育の利用について

延長時間（午後7時～8時）の利用をご希望される場合は、学童クラブ利用申請書の提出の際にお申し出ください。

14 オプションサービスについて

クラブでは、以下のオプションサービスを予定しております。

（1）送迎サービス

クラブではご希望のお子様につきまして、有料で専用バスでの送迎サービスを行います。学校へのお迎えとご自宅近くまでのお送りについて、それぞれで申し込みが可能です。なお、現在通学されている学校により送迎の可否がございますので、下記表をご参照ください。

送迎の可否について

通学している学校	送り	迎え
桃花小学校および平和の森小学校	○	○
上記以外	○	×

送迎の料金について（※月額）

通学している学校	送り	迎え
桃花小学校および平和の森小学校	2,000円	1,000円
上記以外	2,000円	×

- ※ 1 午後6時より前に帰宅するお子様につきまして、「送り」は対象外となります。
- ※ 2 送り・迎えの両方、又は片方のみの申し込みも可能です。
- ※ 3 平和の森小学校に通学されているお子様につきましては、野方児童館へのお迎えに限定させていただきます。
- ※ 4 お子様を車輛からおろす場所につきましては、できる限りご自宅近くのポイントとなるようクラブにて設定させていただきますが、ご要望に応じかねる場合もございます。
- ※ 5 料金は利用回数によらず、月額制となります。
- ※ 6 申し込みは、ご利用開始の前月15日までにご連絡ください。同様に、ご利用中止に関しましても、前月15日までにご連絡をお願い致します。

(2) 読むとくメソッド ことばの学校

良書多読、みんな読書が好きになるプログラムです。

全国の有名学習塾や学童保育、私立小学校など400カ所で活用されている実績があり、豊富な書籍ラインナップは、絵本から中学受験頻出図書まで網羅されています。

ご希望のお子様について、有料にて実施いたします。お子様はもちろん、保護者の方も無料で体験できますので、お気軽にご相談ください。

時間	料金
1回60分	250円

- ※ 1 受講は1日6名までとさせていただきます。
- ※ 2 ご利用回数によらず、料金の上限は1,000円/月とさせていただきます。
- ※ 3 事前予約制とさせていただきますので、ご利用希望日の1週間前までにご連絡ください。

1.4 各種届出について

学童クラブ申請事項変更届	住所、勤務先、勤務状況、学童クラブを利用する曜日・時間等に変更が生じた際は、速やかに提出してください。
学童クラブ利用辞退・休止届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月以上学童クラブを休むとき、または転居その他の理由によって利用を辞退するときに提出してください。 ・ 一回の休止期間は最長2ヶ月までです。 ・ 1日も学童クラブを利用しない月の休止届を前月の末日までにご提出いただくと、保育料等の納付は必要ありません。

1.5 各種申請書類の配布場所

以下の場所にてご用意し、配布しております。

- コンビプラザ 中野桃園キッズクラブ
〒164-0001 東京都中野区中野 3 丁目 49-21

- キッズ・プラザ桃花
〒164-0011 東京都中野区中央 5-43-1（桃花小学校内）

- 野方児童館
〒165-0026 東京都中野区新井 2 丁目 48-10

BLOSSOM

ブロッサムキッズ

運営法人 : 株式会社日本テレメッセージ

東京オフィス : 東京都豊島区西池袋1-1 1-1 We Work Metropolitan Plaza Building 14F

電話番号 : 03-5986-8551 (ブロッサムキッズ運営準備室)